

市立学校における大地震発生時の臨時休業に関する取扱いについて

非常変災時における臨時休業の判断等は、学校教育法施行規則第63条に基づき現場の状況等を踏まえて校長が判断し、臨時休業を行った場合は教育委員会に報告することとされています。

大地震発生時に各学校は、通常の学校業務に加え、施設の安全確認、避難所対応等の災害対応業務に忙殺される状況となり、教育委員会においても、震度6弱以上の地震が発生した際は、自動的に災対業務及び市業務継続計画（BCP）に基づく業務を行うこととなります。

このような状況において、臨時休業の判断及び保護者等への連絡等の初動対応を速やかに行うことは困難であると考え、発災初期における教育委員会及び市立学校における共通の運用事項として、以下のとおり決定します。

1 大地震発生時の臨時休業の取扱い

- (1) 休日・夜間等の、登校時間以外の時間帯において震度6弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- (2) 在校時において、震度6弱以上の地震が発生した際は、児童・生徒の引き渡しや集団下校等の対応後、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- (3) 市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定することとし、決定後、速やかに当該校の保護者への周知に加え、市ホームページ等で周知することとする。

2 今後の対応

(1) 市民への周知

9月初旬を目途に市ホームページに掲載予定、その後、9月15日発行の教育委員会だよりに掲載予定です。

(2) 学校危機管理マニュアルの更新

学校危機管理マニュアル作成時の参考資料である「小平市立学校 学校危機管理マニュアルにおける地震に関わる防災計画」内に、「1 大地震発生時の臨時休業の取扱い」の内容を追記しました。（※「2 危機管理体制」の項目に(3)臨時休業及び再開として追記、詳細は別紙参照）

なお、学校に対する周知内容は、次のとおりです。

更新内容を参考に、9月14日までに各学校における学校危機管理マニュアルを更新し、各学校ホームページへの掲載をお願いいたします。（本内容の追記に伴い、各学校における学校危機管理マニュアルに修正が必要となる箇所がある場合は合せて修正をお願いいたします。）

その後、学校危機管理マニュアルの更新及び大地震発生時の臨時休業の取扱いについて保護者への情報提供をお願いいたします。

なお、「2 危機管理体制」の項目内にある基準となる震度が、本来、6弱とすべきところが5強のままになっている等、更新されていないケースが散見されます。今一度、確認・修正をお願いいたします。

(3) その他

各学校で開催される避難所開設準備委員会においても、9月以降、防災危機管理課から当該内容の説明を行い、周知に努めます。